### 社会保険料控除

本人、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料を支払った場合(給与からの控除を含みます)

【控除額】= その年中に支払った金額の全額

- 控除に該当する社会保険料の例
  - 1. 健康保険・国民健康保険の保険料
  - 2. 後期高齢者医療保険の保険料
  - 3. 介護保険の保険料
  - 4. 国民年金等の掛金
- ※納付期日が到来した保険料であっても、現実に支払っていないものは含まれません
- ※前納した保険料については、下記の算式により計算した金額をその年中に支払った金額とします 支払金額 = (前納した保険料の総額) × (その年中に到来する納付期日の回数) ÷ (納付期日の総回数)

# 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度の掛金 (旧第 2 種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、 又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合

【控除額】=その年中に支払った金額の全額

※納付期日が到来した保険料であっても、現実に支払っていないものは含まれません

一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額について、下記のとおり控除されます 【控除額】= 下記のとおりとなります

#### 〇平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分 (新契約)

- ア 一般生命保険の掛金を支払った場合
- イ 個人年金保険の掛金を支払った場合
- ウ 介護医療保険料の掛金を支払った場合

12,000 円以下	その全額
12,000 円超、32,000 円以下	支払った保険料 ÷2 +6,000 円
32,000 円超、56,000 円以下	支払った保険料 ÷4 +14,000 円
56,000 円超	28,000 円

「ア」+「イ」+「ウ」の額が控除されます最高限度額は 70,000 円となります

#### 〇平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約分(旧契約)

エ 一般生命保険の掛金を支払った場合

オ 個人年金保険の掛金を支払った場合

15,000 円以下	その全額
15,000 円超、40,000 円以下	支払った保険料 ÷2 +7,500 円
40,000 円超、70,000 円以下	支払った保険料 ÷4 +17,500 円
70,000 円超	35,000 円

「エ」+「オ」の額が控除されます最高限度額は 70,000 円となります

### 〇新契約分と旧契約分の両方で控除の適用を受ける場合の計算

一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約両方の適用を受ける場合には、次の表から計算する額の合計で、新契約分と旧契約分で控除の適用を受ける場合でも最高限度額は 70,000 円となります

一般生命保険料	(新契約のアの計算額) + (旧契約のエの計算額)	上限 28,000 円
個人年金保険料	(新契約のイの計算額) + (旧契約のオの計算額)	上限 28,000 円
介護医療保険料	(新契約のウの計算額)	上限 28,000 円

※保険料の種類ごとに上限額は28,000 円となります

### 地震保険料控除

次のアとイの場合により、それぞれの合計額が控除されます(最高限度額 25,000 円)

【控除額】= 下記のとおりとなります

ア 本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族が所有する家屋又は家財を対象に、保険又は共済の目的と する損害保のうち地震等損害部分の保険料又は掛金

50,000 円以下	支払った保険料 ÷2
50,000 円超	25,000 円

イ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族が所有する家屋又は家財を対象に保険又は共済の目的とする損害保険(保険期間や共済期間が 10 年以上で満期返戻金が支払われるもの)

5,000 円以下	その全額	
5,000 円超、15,000 円以下	支払った保険料 ÷2 +2,500 円	
15,000 円超	10,000 円	

### 障害者控除

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合

【控除額】認定状況によって控除額が変わります

- ア 一般障害者 1 人につき 26 万円
- イ 特別障害者 1 人につき 30 万円
  - ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合は 1 人につき 53 万円
  - ※他の扶養親族と同居していれば同居の扱いとなります

### ひとり親控除

本人が下記の条件にあてはまる場合

- ア 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する
- イ 前年の合計所得金額が500万円以下
- ウ その者と事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる者がない

【控除額】= 30万円

### 寡婦控除

ひとり親に該当しないもので下記の条件にあてはまる場合

- ア 夫と離婚した後婚姻していない者のうち、扶養親族を有しかつ前年の合計所得金額が500万円以下
- イ 夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死の明らかでない者のうち前年の合計所得金額が 500 万円以下 【控除額】= 26 万円

## 勤労学生控除

自己勤労に基づく給与所得があり下記の条件に該当する場合

- ア 前年の合計所得金額が 75 万円以下で合計所得金額のうち給与所得以外の所得が 10 万円以下
- イ 学生であること
- ※認定職業訓練を受けるものや、通信教育生で一般学生と同一の資格を有するものを含みます

【控除額】= 26 万円

### 配偶者控除

本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者である場合

【控除額】= 33 万円 (老人配偶者の場合...38 万円)

※老人配偶者とは年齢 70 歳以上の配偶者をいいます

#### 扶養控除

本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が 48 万円以下の扶養親族がある場合

【控除額】= 下記のとおりとなります

- ア 特定扶養親族 1 人につき 45 万円 (年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族をいいます)
- イ 老人扶養親族 1 人につき 38 万円 (年齢 70 歳以上の扶養親族をいいます)
- ウ 同居老親等扶養親族 1 人につき 45 万円
  - ※老人扶養親族のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属をいいます
- エ 一般の扶養親族一人につき 33 万円 (上記以外の扶養親族が該当します)

# 基礎控除

【控除額】本人の合計所得金額により下記のように控除額が逓減します

- ア 前年の合計所得金額が 2,400 万円以下である所得割の納税義務者の場合 43 万円
- イ 前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である所得割の納税義務者の場合 29 万円
- ウ 前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である所得割の納税義務者の場合 15 万円 ※前年の合計所得金額が 2,500 万円超である所得割の納税義務者の場合、基礎控除はありません

# 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合でも控除が受けられます

<令和3年度からの計算方法>

	【本人の合計所得金額】		
【配偶者の合計所得金額】	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超、 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超、105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超、110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超、115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超、120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超、125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超、130 万円以下	6 万円	4万円	2 万円
130 万円超、133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	0円	0 円	0 円

# 雜損控除

本人又は前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族に災害又は盗難等による資産の損失がある場合に控除されます

【控除額】下記の「ア」、「イ」いずれか多いほうの金額となります

- ア (損失額-保険等により補てんされた額) (総所得金額等の合計額 ÷ 10)
- イ (災害関連支出-保険等により補てんされた額) 5 万円

#### 医療費控除

本人、生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合(限度額 200 万円)

【控除額】= (支払った医療費) - (保険等により補てんされた額)

- {(合計所得金額× 5%) 又は 10 万円 のどちらか小さい額}

### セルフメディケーション税制

本人、生計を一にする配偶者、その他の親族の健康保持推進のおよび疾病の予防への取組みとしてスイッチ OTC医薬品を購入したなどの支払いがあった場合(限度額 8万8千円)

【控除額】= (支払った医療費) - (12,000円)

※医療費控除との併用はできません